

評価業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社C I 東海建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程（以下「業務規程」という。）第15条第1項の規定に基づき、株式会社C I 東海（以下「当機関」という。）が実施する評価業務の実施に係る料金について必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 評価料金は、申請建物1件につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 建築物用途が住宅の場合は、別表1による。
- (2) 建築物用途が非住宅の場合は、別表2による。
- (3) 変更に係る場合は、前各号にそれぞれ0.5を乗じた金額とする。

(再発行料金)

第3条 評価書を再発行する場合の料金は、一通につき10,000円(消費税別)とする。

(附則)

この規程は、平成26年10月 1日より施行する。

この規程は、平成28年 5月 2日より施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

評価業務料金規程 別表（消費税別）

別表1

| | | 種別 | 料金 | |
|---|--|-------|------------------------|------------------------|
| 一戸建ての住宅 | 単独申請 | 型式住宅等 | 21,000円 | |
| | | 上記以外 | 27,000円 | |
| | 併願申請 1.設計住宅性能評価 2.長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査 3.低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 4.性能向上計画認定に係る技術的審査(建築物省エネ法 30 条) 5.認定表示に係る技術的審査(建築物省エネ法 36 条) | | 上記の 1/3 | |
| | 共同住宅等 | 種別 | 建築物全体 | 住戸のみ |
| | | 単独申請 | 1戸 | |
| 2戸 | | | 46,000円 | 41,000円 |
| 3～10戸 | | | 39,000円+(全戸数-1)×6,500円 | 34,000円+(全戸数-1)×6,500円 |
| 11～50戸 | | | 80,000円+(全戸数-1)×2,000円 | 75,000円+(全戸数-1)×2,000円 |
| 51戸以上 | 見積り | | 見積り | |
| 併願申請の場合 1.設計住宅性能評価 2.長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査 3.低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 4.性能向上計画認定に係る技術的審査(建築物省エネ法 30 条) 5.認定表示に係る技術的審査(建築物省エネ法 36 条) | | | 上記の 1/2 | |

別表2

| | 延べ面積 (㎡) | 用途分類 (別表3による) | | |
|--------------|-----------------|---------------|----------|----------|
| | | A種 | B種 | C種 |
| モデル建物法 | 300未満 | 80,000円 | 50,000円 | 50,000円 |
| | 300～2,000未満 | 120,000円 | 80,000円 | 60,000円 |
| | 2,000～5,000未満 | 160,000円 | 100,000円 | 80,000円 |
| | 5,000～10,000未満 | 180,000円 | 120,000円 | 90,000円 |
| | 10,000～20,000未満 | 200,000円 | 140,000円 | 100,000円 |
| | 20,000～ | 見積り | | |
| 標準入力法、主要室入力法 | 300未満 | 140,000円 | 100,000円 | 100,000円 |
| | 300～2,000未満 | 230,000円 | 140,000円 | 120,000円 |
| | 2,000～5,000未満 | 280,000円 | 180,000円 | 160,000円 |
| | 5,000～10,000未満 | 330,000円 | 210,000円 | 180,000円 |
| | 10,000～20,000未満 | 380,000円 | 240,000円 | 200,000円 |
| | 20,000～ | 見積り | | |

| | |
|---|-----------|
| 併願申請の場合 1.低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 2.性能向上計画認定に係る技術的審査(建築物省エネ法 30 条) 3.認定表示に係る技術的審査(建築物省エネ法 36 条) 4.建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 | 一律9,000 円 |
|---|-----------|

※1 表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。

※2 複合建築物の料金は別表 1 及び別表 2 で算出した料金の合計とする。

※3 別表 2 において一つの建築物に用途分類が複数ある場合は、A 種が含まれるときは A 種、A 種がなく B 種が含まれるときは B 種の料金とする。

※4 改修前後の BEI 等の値を評価する場合は、別表 1 又は別表 2 の料金に 1.5 を乗じた料金とする。

別表 4
用途分類

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

| | 適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途 | 用途区分コード |
|---|--|---------|
| A 種 | 図書館その他これに類するもの | 8140 |
| | 博物館その他これに類するもの | 8150 |
| | 神社、寺院、教会その他これらに類するもの | 8160 |
| | 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの | 8170 |
| | 助産所 | 8190 |
| | 児童福祉施設等（前 3 項に掲げるものを除く。） | 8210 |
| | 公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。） | 8230 |
| | 診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） | 8240 |
| | 診療所（患者の収容施設のないものに限る。） | 8250 |
| | 病院 | 8260 |
| | ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 | 8370 |
| | 体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。） | 8380 |
| | ホテル又は旅館 | 8400 |
| | 映画スタジオ又はテレビスタジオ | 8480 |
| | 劇場、映画館又は演芸場 | 8530 |
| | 観覧場 | 8540 |
| | 公会堂又は集会場 | 8550 |
| | 展示場 | 8560 |
| ダンスホール | 8590 | |
| 個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの | 8600 | |
| B 種 | 住宅で事務所、店舗その他これに類する用途を兼ねるもの | 8060 |
| | 幼稚園 | 8070 |
| | 小学校 | 8080 |
| | 義務教育学校 | 8082 |
| | 中学校、高等学校又は中等教育学校 | 8090 |
| | 特別支援学校 | 8100 |
| | 大学又は高等専門学校 | 8110 |

| | | |
|----|---|------|
| | 専修学校 | 8120 |
| | 各種学校 | 8130 |
| | 幼保連携型認定こども園 | 8132 |
| | 保育所その他これらに類するもの | 8180 |
| | 巡査派出所 | 8270 |
| | 公衆電話所 | 8280 |
| | 郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局） | 8290 |
| | 地方公共団体の支庁又は支所 | 8300 |
| | 税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの | 8330 |
| | マーチャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの | 8390 |
| | 日用品の販売を主たる目的とする店舗 | 8438 |
| | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。） | 8440 |
| | 飲食店（次項に掲げるものを除く。） | 8450 |
| | 食堂又は喫茶店 | 8452 |
| | 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業上の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 | 8456 |
| | 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 8458 |
| | 物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。） | 8460 |
| | 事務所 | 8470 |
| | 料理店 | 8570 |
| | キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー | 8580 |
| C種 | 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家 | 8310 |
| | 建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設 | 8320 |
| | 工場（自動車修理工場を除く。） | 8340 |
| | 自動車修理工場 | 8350 |
| | 危険物の貯蔵又は処理に供するもの | 8360 |
| | 自動車教習所 | 8410 |
| | 畜舎 | 8420 |
| | 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場 | 8430 |
| | 自動車車庫 | 8490 |
| | 自転車駐車場 | 8500 |
| | 倉庫業を営む倉庫 | 8510 |
| | 倉庫業を営まない倉庫 | 8520 |
| | 卸売市場 | 8610 |
| | 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 | 8620 |